

改正

昭和52年12月19日条例第9号

昭和54年3月13日条例第21号

昭和54年5月8日条例第1号

昭和55年2月1日条例第23号

昭和55年3月13日条例第30号

昭和56年5月15日条例第4号

昭和59年3月9日条例第17号

昭和60年12月20日条例第11号

昭和61年3月11日条例第28号

平成元年6月28日条例第24号

平成12年3月13日条例第12号

平成16年3月10日条例第7号

平成17年6月29日条例第34号

平成24年3月15日条例第7号

平成25年9月11日条例第11号

平成29年3月9日条例第10号

王滝村公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条の目的達成のため、法第24条の規定に基づき、この村に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 この公民館は、王滝村公民館と称し王滝村2758番地3に置く。

2 前項の規定により公民館の対象となる区域は王滝村全地域とする。

(分館の設置)

第3条 前条に規定する公民館に、区域住民の必要により公民館分館（以下「分館」という。）を設置する。

2 分館の位置、対象区域は、設置された順に従い別表第1に定める。

(職員)

第4条 法第27条の規定に基づき公民館に、館長のほか次の職員を置く。

(1) 主事 若干名

(2) その他職員 若干名

2 館長、主事、その他職員は教育長の推薦により教育委員会が任命する。

3 館長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(分館職員)

第5条 分館活動をすすめるため、分館に分館長、分館主事を置く。

2 分館長及び分館主事は、その区域住民の推薦により公民館長が委嘱する。

3 分館長、分館主事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(公民館運営審議会の設置)

第6条 法第29条の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の委員の定数及び任期)

第7条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は5人とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

3 委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、その他教育委員会が必要と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

(審議会の組織)

第8条 審議会に審議会の委員の互選による委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を助け委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、その職務を行う。

(会議)

第9条 会議は、館長の諮問に応じ、委員長が必要と認めたとき、その日時及び場所を会議に付議すべき案件とともにあらかじめ通知して招集する。

2 会議は在席委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(公民館報編集委員会)

第10条 公民館報の企画、編集及びその推進を図るため、公民館報編集委員を置く。

2 公民館報編集委員の定数は12名以内、公民館長が委嘱する。

3 公民館報編集委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(公民館施設、設備の使用)

第11条 公民館の施設又は設備を使用しようとする者は教育委員会規則に定める事項を記載した使用願書を提出し、館長の許可を受けなければならない。ただし、村が使用する場合はこの限りではない。

(公民館施設、設備の使用制限)

第12条 公民館の施設又は設備の使用者が次の各号に掲げる理由の一に該当すると館長が認めた場合、又は事業運営上特別な必要が生じた場合には、館長は使用の制限若しくは使用許可の取消し又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの条例その他これらに基づく規則又は命令に違反して使用しようとし、又は使用したとき。
- (2) 使用許可のための手続又は条件に違反したとき。
- (3) 使用中において公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (4) 法第23条の規定に反すると認めるとき。

(使用料)

第13条 公民館の施設、設備を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、許可の際納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 使用料は規則で定めるところにより、減額し又は免除することができる。

(補則)

第15条 公民館運営に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年12月19日条例第9号)

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月13日条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年1月1日から適用する。

2 昭和46年3月20日公布の条例は廃棄する。

附 則 (昭和54年5月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年2月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月13日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年5月15日条例第4号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月9日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月11日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月28日条例第24号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月13日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月10日条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第34号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月11日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月9日条例第10号）

（施行期日）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	位置	区域
中越分館	王滝村 2453-1	中越区
東分館	〃 3325-3	東区
下条分館	〃 3516-1	下条区
上条分館	〃 3668-2 ほか	上条区
野口分館	〃 4423	野口区
滝越分館	〃 5100-1	滝越区
二子持分館	〃 402-3	二子持区

別表第2（第13条関係）

公民館使用料

区分	使用料		光熱水費	
	半日	1日	半日	1日
洋室	1,000 円	2,000 円	250 円	500 円
和室	1,000	2,000	250	500
調理室	1,000	2,000	250	500
体育室	1,500	3,000	500	1,000
駐車場	1回 1,000			
機械類	1回 500			

（注） 営業関係団体の使用料は、上記の100分の200に相当する額